

組 合 公 報	令 和 2 年 3 月 3 1 日 富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3 富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 電 話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1
---------	---

○公告第7号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部を変更することについては、令和2年2月26日招集の第160回組合会において議決され、総務大臣に認可申請を行ったところ、令和2年3月27日付け総行福第102号をもって認可を受けたので、下記のとおり公告する。

令和2年 3月31日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 43 条第 1 項の表中「1,000 分の 7.4」を「1,000 分の 8.3」に、「1,000 分の 3.16」を「1,000 分の 2.35」に改める。

第 43 条の 2 中「1,000 分の 14.8」を「1,000 分の 16.6」に改める。

第 45 条中「平成 31 年度」を「令和 2 年度」に、「2,315 円」を「2,140 円」に改める。

附則第 12 項中「と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過期的長期預託金管理経理、」を削る。

附 則

- 1 この変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 43 条第 1 項及び第 43 条の 2 の規定は、令和 2 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																												
第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th colspan="2">短 期 給 付</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>福祉事業</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の7.4</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の7.4</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の7.4</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分の3.16</td><td>1,000分の3.16</td><td>1,000分の3.16</td><td>1,000分の3.16</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>1,000分の3.16</td><td>1,000分の3.16</td><td>1,000分の3.16</td><td>1,000分の3.16</td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付 (介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の14.8を乗じて得た額とする。 第44条 (略)	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		短 期 給 付		短 期 給 付		短期分	介護分	短期分	福祉事業	一 般 組 合 員	1,000分の40.88	1,000分の7.4	1,000分の40.88	1,000分の1.7	市町村長組合員	1,000分の40.88	1,000分の7.4	1,000分の40.88	1,000分の1.7	特定消防組合員	1,000分の40.88	1,000分の7.4	1,000分の40.88	1,000分の1.7	長 期 組 合 員	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16	市町村長長期組合員	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16	第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="2">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th colspan="2">短 期 給 付</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>福祉事業</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の8.3</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の8.3</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の8.3</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分の2.35</td><td>1,000分の2.35</td><td>1,000分の2.35</td><td>1,000分の2.35</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>1,000分の2.35</td><td>1,000分の2.35</td><td>1,000分の2.35</td><td>1,000分の2.35</td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付 (介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の16.6を乗じて得た額とする。 第44条 (略)	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		短 期 給 付		短 期 給 付		短期分	介護分	短期分	福祉事業	一 般 組 合 員	1,000分の40.88	1,000分の8.3	1,000分の40.88	1,000分の1.7	市町村長組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.3	1,000分の40.88	1,000分の1.7	特定消防組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.3	1,000分の40.88	1,000分の1.7	長 期 組 合 員	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35	市町村長長期組合員	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35	介護納付金への総報酬割が段階的に導入され、その費用を賄うため、40歳以上65歳未満の組合員が負担する介護保険に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。(各々+0.9) 育児・介護休業手当金に係る拠出金率が6.40%から4.76%へ引き下げられ、75歳以上の長期組合員の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き下げるもの。(各々△0.81) 任意継続組合員に係る任意継続掛金を引き上げるもの。(+1.8)
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																										
		短 期 給 付		短 期 給 付																																																																										
	短期分	介護分	短期分	福祉事業																																																																										
一 般 組 合 員	1,000分の40.88	1,000分の7.4	1,000分の40.88	1,000分の1.7																																																																										
市町村長組合員	1,000分の40.88	1,000分の7.4	1,000分の40.88	1,000分の1.7																																																																										
特定消防組合員	1,000分の40.88	1,000分の7.4	1,000分の40.88	1,000分の1.7																																																																										
長 期 組 合 員	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16																																																																										
市町村長長期組合員	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16	1,000分の3.16																																																																										
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																											
	短 期 給 付		短 期 給 付																																																																											
	短期分	介護分	短期分	福祉事業																																																																										
一 般 組 合 員	1,000分の40.88	1,000分の8.3	1,000分の40.88	1,000分の1.7																																																																										
市町村長組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.3	1,000分の40.88	1,000分の1.7																																																																										
特定消防組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.3	1,000分の40.88	1,000分の1.7																																																																										
長 期 組 合 員	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35																																																																										
市町村長長期組合員	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35	1,000分の2.35																																																																										

変 更 前	変 更 後	備 考
(資金の繰入れ) 第 45 条 平成 31 年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,315 円</u>とする。 第 46 条 ～ 第 50 条 (略) 附 則 1 ～ 11 (略) 12 組合の経理単位については、経過の長期給付事業を行う間、第 44 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過の長期経理、」と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過の長期経理、」とあるの	(資金の繰入れ) 第 45 条 令和 2 年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,140 円</u>とする。 第 46 条 ～ 第 50 条 (略) 附 則 1 ～ 11 (略) 12 組合の経理単位については、経過の長期給付事業を行う間、第 44 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過の長期経理、」とあるの ____として同条の規定を適用する。 13・14 (略)	令和 2 年度における経過の長期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を変更するもの。 (△175 円) 経過の長期預託金経理を廃止するため、その規定を削るもの。 (貸付経理への長期貸付けについて、退職等年金預託金管理経理への移行が完了したことから、新たな繰故地方債の引受けが見込まれないため。)
第 45 条 平成 31 年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,315 円</u>とする。 第 46 条 ～ 第 50 条 (略) 附 則 1 ～ 11 (略) 12 組合の経理単位については、経過の長期給付事業を行う間、第 44 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過の長期経理、」とあるの は、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過の長期経理、」とあるの 理、」として同条の規定を適用する。 13・14 (略)	第 45 条 令和 2 年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号) 第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,140 円</u>とする。 第 46 条 ～ 第 50 条 (略) 附 則 1 ～ 11 (略) 12 組合の経理単位については、経過の長期給付事業を行う間、第 44 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過の長期経理、」とあるの ____として同条の規定を適用する。 13・14 (略)	令和 2 年度における経過の長期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を変更するもの。 (△175 円) 経過の長期預託金経理を廃止するため、その規定を削るもの。 (貸付経理への長期貸付けについて、退職等年金預託金管理経理への移行が完了したことから、新たな繰故地方債の引受けが見込まれないため。)

理 由 書

介護保険法の一部改正により、介護納付金への総報酬割が段階的に導入され、納付額の増加が見込まれることなどから、介護保険財源率を引き上げる必要があること。

育児及び介護休業手当金に係る共同事業の拠出金率が引き下げられることに伴い、本組合における長期組合員等の育児及び介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き下げることがあること。

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和2年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き下げることがあること。

貸付事業の財源の移行が完了したことなどから、経過的長期預託金管理経理を廃止することがあること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 平成29年5月に可決・成立した介護保険法の一部改正により、平成29年8月分から介護納付金への総報酬割が段階的に導入されたことに伴い、毎年、納付額の増加が見込まれること等から、その費用を賄うため、介護保険財源率を引き上げるもの。 【総報酬割の導入割合：H29 通年 1/3、H30 1/2、H31 3/4、R2 全面導入】 (2) 本組合が組合員等に行う育児及び介護休業手当金の給付に関しては、円滑な業務運営を行うため、全国市町村職員共済組合連合会において共同事業で実施しており、共同事業に要する費用に係る拠出金率が、令和2年度から現行 6.40%から 4.76%に引き下げられるため、長期組合員及び市町村長長期組合員における育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き下げるもの。 (3) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和2年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き下げるもの。 (4) 貸付事業の財源は年金積立金の一部を活用しており、平成30年1月の貸付利率の引下げ時に、今後は退職等年金経理の積立金を活用することとされ、今般、資金の移行が完了したこと。また、今後、新たな縁故地方債の引受けが見込まれないことから、経過的長期預託金管理経理を廃止するもの。
2 内 容	(1) 介護保険財源率の引上げ（定款第43条・第43条の2関係） ① 介護掛金率 … 現行： 7.4‰ → 変更後： 8.3‰ (+0.9) ② 介護負担金率 … 現行： 7.4‰ → 変更後： 8.3‰ (+0.9) ③ 介護任意継続掛金率 … 現行： 14.8‰ → 変更後： 16.6‰ (+1.8) (2) 長期組合員等（後期高齢者医療制度の被保険者である組合員）に対する育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引上げ（定款第43条関係） ① 掛金率 … 現行： 3.16‰ → 変更後： 2.35‰ (Δ0.81) ② 負担金率 … 現行： 3.16‰ → 変更後： 2.35‰ (Δ0.81) (3) 令和2年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引下げ（定款第45条関係） 本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き下げるもの。 ・現行： 2,315円 → 変更後： 2,140円 (Δ175円) ※ 引下げ要因は、マイナンバーによる短期給付等の情報連携システム開発の完了、基幹システム機器更改及び改元対応分が減少したため。 (4) 経過的長期預託金管理経理を廃止するため、経理単位の規定から削除するもの。（定款制定附則第12条関係）
3 施行期日	令和2年4月1日